

消防活動空間を確保しなければならない窓

その他の開口部の指定

昭和 5 5 年 9 月 1 1 日

消 防 局 告 示 第 1 号

東大阪市火災予防条例（昭和 4 8 年東大阪市条例第 3 8 号）第 6 4 条第 2 項の規定に基づき、消防活動空間を確保しなければならない防火対象物の窓その他の開口部を、次のとおり指定する。

消防活動空間を確保しなければならない窓その他の開口部

東大阪市火災予防条例（昭和 4 8 年東大阪市条例第 3 8 号）第 6 4 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定を準用する窓その他の開口部は、建築物の高さ 3 1 メートル以下の部分にある 3 階以上の各階の外壁面に設けられた窓その他の開口部で次の各号のすべてに適合するものとし、その数は当該壁面の長さ 4 0 メートル以内ごとに 1 とする。

- 1 窓その他の開口部は、幅員 4 メートル以上の道又は道に通ずる通路その他の空地（以下「道等」という。）に面すること。
- 2 窓その他の開口部と前号の道等の内側端との水平距離は 9 メートル以下とし、かつ当該空間には、はしご車等の操作に支障となる工作物又は物件がないこと。
- 3 窓その他の開口部は、避難器具の使用によりはしご車等の操作が妨げられない位置にあること。